平成28年度使用府立支援学校教科用図書の採択について

**１　支援学校の教科書選定・採択の仕組み（次頁参照）**

**２　教科書採択の時期**

支援学校の小・中学部の教科書採択については、８月31日までに行わなければならないと定められている。

　　　【根拠法令】「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」

第14条 　義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の８月31日までに行わなければならない。

２ 　９月１日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

**３　支援学校の教科書採択の方法**

以下の図書の中から学校長が選定し、一般図書（高等部）については支援教育課が調査を行い、教科用図書として適切であるか判断したうえで採択を決定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 小学部・中学部 | 高等部 |
| 文部科学省検定済教科書 | 選定資料作成時に小中学校課が確認済 | 高等学校課が確認済 |
| 文部科学省著作教科書 | 支援教育課が確認済 |
| 一般図書 | 附則第9条関係教科用図書選定資料掲載図書 | 大阪府教科用図書選定審議会の答申に基づき、大阪府教育委員会がリストを作成 |
| その他 | 選定不可 | 支援教育課が確認 |

**４　対象教科書数**

 　 　　小学部　　　　　　　　　　　のべ　2,123冊

中学部　　　　　　　　　　 のべ　2,213冊

高等部（専攻科含む）　　　 のべ　1,962冊

府立支援学校　合計　　　　　のべ　6,298冊

＊上記のうち、昨年度調査済み教科用図書を除く、現物の確認が必要な一般図書95冊につい

て、新たに調査を実施した。

**５　一般図書の調査の観点**

|  |  |
| --- | --- |
| 1 | 特定の事項、事象、分野などに偏りがある、全体として調和がとれていない |
| 2 | 特定の事柄を特別に強調し過ぎている、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている |
| 3 | 特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれがある |
| 4 | 特定の個人、団体などの活動について、政治的又は宗教的な援助や助長となるおそれがある、その権利や利益を侵害するおそれがある |
| 5 | 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれていない |
| 6 | 人権尊重の観点から、偏見や差別意識を助長する表記・表現や挿絵・写真等の掲載がある |
| 7 | 実際に使用する際、教員や生徒に誤解を招く |

**６　調査結果**

課題があるものはなし